

├ 日、「ショホウイケン」という言葉を **ノし** 知った。

教養のない私は、そして少々ワーカホリックな私は、「諸法違憲???」と脳内変換してしまった。大間違い。

正しくは「所寶惟賢」。宝とするところ、これ賢なり。宝とすべきは金銀財宝でなく 賢さだという意味で、大岡越前守忠相の座 右の銘だそうだ。

大岡忠相といえば、江戸町奉行として公正な裁判を行ったと伝えられている。 人情に厚く公正な裁きを行ったことから 「大岡裁き」という言葉も生まれた。 その忠相の座右の銘である。

忠相は、町奉行になる前、伊勢国の山田奉行を命ぜられた。山田奉行の支配地の農民と、隣接する紀州藩領の農民との間に、境界紛争があった。代々の山田奉行は御三家紀州藩の威光を恐れて曖昧にしてきたが、山田奉行となった忠相は紀州藩側の農民の主張を非とする裁許を下した。権力に屈せずに裁判を行ったエピソードの一つとされる。

将軍吉宗の信を得て、41歳で江戸町奉行に大抜擢された忠相は、江戸の町と町民に関する行政・司法・治安・消防など町民生活全般を担った。裁判官の業績のほか、江戸消防の整備、貧窮者の治療のための小石川養生所の開設、飢饉に備えたサツマイモの栽培実験、日常生活物資の流通調査に基づく価格安定政策、金銀為替政策、武蔵野新田開発、玉川水害対策など様々な業績を残した。

人々の暮らしを考え公正で明快な裁判を 行う忠相の姿勢は、現代の私たちも参考に すべきところ大だろう。

忠相が宝としたのは「賢」であった。

と、ここまで調べて、原発国賠訴訟の 2022年6月17日最高裁判決で国の責任を否 定した多数意見に与した3人の最高裁判事 のことを思った。

国が規制権限の行使を怠ってきたことに目を瞑り、幾つもの下級審裁判所が丁寧に証拠から認定した事実を無視し、原裁判所に差し戻すことなく独自に都合よく事実を認定し、国が規制権限を行使したとしても津波による全電源喪失の結果は回避できなかったと判示して国の責任を否定した。内容的にも手続的にも法律に違反するもので、「賢」でない。「ズル賢」である。国や電力会社と繋がりのある巨大法律事務所への天下

りや巨大法律事務所を介した国や電力会社 との人脈を「宝」としているように見える。

これに対し、三浦守判事の反対意見は、 規制権限の根拠法令から国の監督義務を導き出し、予見可能性と結果回避可能性があったことを証拠に基づき認定し、国の法的責任を認めたもので、「賢」を備えたものだった。

仙台高裁の小林久起裁判長も「賢」を大切にされていたと思う。小林コートは、東電に対する福島原発訴訟の判決(2020·3·12)では、避難住民らの被害実態を受け止め東電の責任を厳しく断罪した。6·17最高裁判決後のいわき市民国賠訴訟判決(2023·3·10)では、最高裁判決と異なる結論にはしなかったが、国が規制権限を適切に行使しなかったことを厳しく批判した。旧優生保護法に基づく強制不妊手術の国賠訴訟では、旧優生保護法に基づく強制不妊手術の国賠訴訟では、旧優生保護法に基づく強制不妊手術の国賠訴訟では、旧優生保護法に基づく強制不妊手術の国賠訴訟では、旧優生保護法に基づく強制不妊手術の国賠訴訟では、同告らの請求は棄却したが全国で初めて一定の憲法判断に踏み込んだ判決(2023·12·5)を下した。

国策に関わる重大な訴訟の審理において 国に忖度せず憲法と法律と職業的良心に従い真摯に審理する姿勢こそが裁判官の「賢」 であり司法の「宝」ではないだろうか。

本年4月20日小林裁判長が急逝されたことは非常に残念なことだった。

「所寶惟賢」は現代にも通用する指針だと思う。忠相の時代には国の在り方は主君次第だったが、今は主権者たる国民が決める。権力分立と民主主義の時代である。賢を宝としない最高裁判事は司法を堕落させてしまう。「ズル賢」を指摘するのは法律家の責務ではないだろうか。先ズ隗ヨリ始メヨと自分に言い聞かせる。

(参考:ブックレット「ちがさきと大岡越前守」 茅ヶ崎市史編集員会・編)

(弁護士 宮腰直子)

次号予告

「法と民主主義」2024年7月号(No.590) 【特集】 ジェンダーと司法(仮題)

●針生誠吉基金●

本誌は、故針生誠吉先生からの多額のご 寄付によって、発行を支援していただい ております。